

令和5年度（2023年度）茨木市立彩都西中学校 部活動の在り方に関する方針

本指針策定の趣旨

- 茨木市教育委員会が策定した「茨木市部活動の在り方に関する方針（令和2年3月）」に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みについて、本方針を策定する。
- 本方針は、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して実施されることをめざす。

- ・生徒が、スポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、芸術文化等に親しむための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

1. 適切な運営のための体制整備

- 顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- 顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

2. 適切な指導の実施

- 生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底する。
- 体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切にとる。
- 過度の活動等が、必ずしも能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
- 生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつも効果が得られる指導を行う。
- 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、顧問は校長からの指導に則り適切に対応する。

3. 適切な休養日及び活動時間の設定

- （1）成長期の生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。
- 生徒の健全な成長の確保

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
- ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

- ・週末に大会等で活動した場合は、休養日を振り替え、年間１０４日以上設定する。
- ・大会等への参加は年間８０日程度を上限とする。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、１週間程度の休養期間を設ける。
- ・１日の活動時間は、平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、大会等を除き３時間程度とする。

○教員の多忙化解消・負担軽減

- ・全教員が休日（土曜・日曜・祝祭日）に部活動を指導しない休養日を年間５２日以上設定する。

（２）活動時間

①平日（学期中）

時期	活動終了時刻	下校完了時刻
３月～９月	１７：０５ （１７：３５まで延長可）	１７：１５ （１７：４５まで延長可）
１０月～２月	１７：０５	１７：１５
水曜日（年間）	１７：０５	１７：１５

※朝は７：３０～活動可。（７：２０～登校可。）

②休日及び長期休業中

- ・原則８：００～１７：００

③特別な時程や教職員の会議・研修がある日

- ・随時、活動の有無及び活動時間について会議で確認する。

④再登校及び休日

- ・顧問から生徒に指示する。

⑤定期テスト１週間前～テスト最終日、実力テスト実施日

- ・原則活動禁止。ただし、公式の大会等がある場合に限り活動可。（事前に会議で承認を得ること。）

（３）その他

①活動・更衣場所

- ・顧問より生徒に指示する。

②活動時の服装・持ち物

- ・顧問より生徒に指示する。

③入退部

- ・部活動に参加する生徒は、毎年、入部届（新規・継続）を提出すること。
- ・顧問と相談の上、退部することになった生徒へは、顧問から入部届を返却する。

④この活動方針は毎年見直しを行う。